

IASPEI 関連事業基金取扱規定

2018 年 4 月 20 日制定

2019 年 4 月 17 日改定

2020 年 3 月 16 日改定

(総則)

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本地震学会（以下「当学会」という。）の、IASPEI 関連事業基金（以下「基金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 この基金は、2017 年 7 月～8 月に行われた国際測地学協会及び国際地震学・地球内部物理学協会合同学術総会（Joint Scientific Assembly of the International Association of Geodesy (IAG) and the International Association of Seismology and Physics of the Earth's Interior (IASPEI)）を記念し、地震学研究の振興および研究者の学術交流を継続して進めるために、IASPEI 関連事業費に充てることを目的とする。

(資金計画)

第 3 条 この資金は、国際測地学協会及び国際地震学・地球内部物理学協会合同学術総会組織委員会からの資金 1,905,920 円を財源として 2017 年度に積立てる。なお、この資金の積立限度額は、2,000,000 円とする。

2 この資金は、2019 年度に 950,000 円、2020 年度に 350,000 円、2021 年度に 605,920 円を取り崩し、第 2 条の目的に適う事業費に充てる。ただし、事業費が取崩額に満たない場合は、その差額を次年度の事業費に繰り越して使用する。

(基金の運用方法)

第 4 条 本基金は特定費用準備資金とし、普通預金で運用する。

(基金の支出)

第 5 条 本基金は次の各号に該当する事業に対して支出することができる。

1. IASPEI が関連する国際学術大会へ個人が参加するための経費（参加登録費、渡航旅費および滞在費）の全額又は一部の補助
2. 当学会が主催する IASPEI 関連の国際学術大会に参加する海外の研究者等の参加登録費、渡航旅費および滞在費の全額または一部の補助
3. 当学会が主催または共催する IASPEI が関連する国際学術大会の開催経費

(基金の発議)

第6条 第5条第1号及び第2号の事業は海外渡航旅費助成金審査委員会からの発議と理事会の承認により実施する。実施に関しては、海外渡航旅費助成金に関する規定に準ずる。

2. 第5条第3号については、IASPEIが関連する国際学術大会の組織委員会からの要請に基づき、IASPEI委員会からの発議と理事会の承認により実施する。

(基金の維持・管理)

第7条 この基金は第2条の目的を達成するため、善良の管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

2. この基金は他の資金と明確に区分して管理しなければならない。

3. この基金は第2条および第5条に規定する事業目的以外に使用することはできない。やむを得ず、基金を目的外取り崩しする場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3分の2以上の議決を必要とする。ただし、監事が反対意見を述べた場合には、これを認めない。

(事業報告)

第8条 会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

(規定の改廃)

第9条 本規定の改廃は、理事会の承認を得て決定する

付則 1. この規定は2018年3月9日より施行する。